

理 由

グローバル戦闘航空プログラム（GCA-P）政府間機関の設立に関する条約が国会において承認されたことを踏まえ、関税定率法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定による免税貨物として同条約第三十五条(2)の規定に該当する貨物を指定する必要があるからである。